

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第21号

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1(8)の項中「31メートル」を「100メートル」に、「(住宅の用に供する部分の面積を除く。)が2,000平方メートル以上であり、かつ、本市が実施し、又は本市が所有する土地において実施される」を「が50,000平方メートル以上であり、かつ、建築物の高さが31メートルを超える」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市環境影響評価等に関する条例施行規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に京都市環境影響評価等に関する条例第8条の規定による配慮書案の提出がなされる事業について適用し、同日前に当該配慮書案の提出がなされた事業については、なお従前の例による。

(環境政策局環境企画部環境管理課)